

富士見市認定農業者等 チャレンジ支援事業補助金



富士見市産業振興基金を活用し、農業の担い手の育成と農業経営の改善または規模拡大を図るための事業を支援します。

対象者	<p>①富士見市認定農業者、富士見市認定就農者</p> <p>②上記①の農業者が代表者かつ3者以上で構成される農業者団体（同一経営体は除く）</p> <p>※①は、市税等の完納、農地法等において違反がないことが要件です。</p> <p>※②は、規約等があり、構成員の半数以上が市内農業者であることが要件です。</p>
対象事業	<p>①農業経営の改善または規模拡大を図るための事業（対象経費）</p> <p>例・農作業及び労働の効率化、省力化を図るための農業用機械の購入に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付けする品種用に使用する農機具の購入に係る経費 ・6次産業化に伴う付帯施設の設置及び機械等の購入に係る経費 <p>②農業の担い手の育成を図るための事業（対象経費）</p> <p>例・園芸用ハウス等の資材（包装資材・農薬等の消耗品は除く）の購入に係る経費</p>
補助金	<p>【補助金の交付】</p> <p>①認定農業者・認定就農者…「農業経営改善計画」・「青年等就農計画」の認定期間内につき3回までとし年度につき1回</p> <p>②農業者団体…年度につき1回</p> <p>【補助金の対象経費】</p> <p>購入又は設置にかかる経費（20万円以上）の2分の1を補助</p> <p>※補助金上限額100万円</p>
申請書類等	<p>①富士見市認定農業者等チャレンジ支援事業補助金交付申請書 （認定農業者・認定新規就農者…様式第1号 農業者団体…様式第2号）</p> <p>②事業計画書（様式第3号）</p> <p>③収支予算書（様式第4号）</p> <p>④見積書、契約書等の補助対象経費を確認することができる書類</p> <p>⑤カタログ等の購入しようとする機械または設置しようとする施設もしくは設備の内容がわかる書類</p> <p>⑥規約等（農業者団体のみ）</p> <p>⑦構成員名簿（農業者団体のみ）</p>
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市の交付決定前に事業を実施すると、補助金は交付できません。</u> ・ <u>国、県等の他の補助金との併用はできません。</u>

事前相談・お問合せ 富士見市農業振興課 農政グループ 電話 049-257-6987（直通）